

○農林水産省告示第二千二十九号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十五条第二項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第千九百四十四号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
大臣許可漁業 (略)	報告すべき事項 (略)	報告の方法 (略)	かつお・まぐろ漁業(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。)	大臣許可漁業 (略)	報告すべき事項 (略)	報告の方法 (略)	かつお・まぐろ漁業(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。)
(略)	一 (略)	電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)により、当該日から二日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)は算入しない。)に報告すること。		(略)	一 (略)	フアクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の翌日までに報告すること。	
(略)	二 (略)	電磁的方法により、当該日から二日以内(行政機関の休日は算入しない。)に報告すること。	(略)	(略)	二 (略)	フアクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の翌日までに報告すること。	(略)

附 則

1 この告示は、令和六年一月一日から施行する。

2 この告示の施行前に大西洋条約海域でくろまぐろを採捕した場合における農林水産大臣への報告については、なお従前の例による。